○○○漁業協同組合○○地区共同漁業権行使規則（例）

○○漁業協同組合

　**様式12の２**

 ○○漁業協同組合共同漁業権行使規則（例）

（目的）

第１条　この規則は、この組合が有する（共有する）共第○○号、共第○○号・・・・号の各共同漁業権（以下「共第○○号」）の管理及び行使に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員行使権を有する者の資格）

第２条 前条各号の共同漁業権の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  　漁業権番号 |  漁　業　の　名　称 |  　　資　　　　　　　　格 |  備　　　　考 |
|  　共第○○号 |  いせえび漁業 あわび 〃 さざえ 〃 |  個人である組合員とその家族 　個人である組合員であって 　、○○に住所を有する者 |  　 第一種 |
|  　共第○○号 |  いせえび磯建網漁業 ぼら敷網 ○○ます網 |  個人である組合員であって、現 に漁具を有し自己により経営を する者 |  　 第二種 |
|  共第○○号 |  小型定置網漁業 |  個人である組合員であって、現 に漁具を有し自己により経営を する者 個人である組合員及び組合 　員で組織した網組であって 　、現に漁具を有し自己及び 　網組により経営をする者 |  　〃 |
|  共第○○号 |  船びき網漁業 地びき網漁業 |  個人である組合員であって、平 成○年○月○日現在その操業を 組合より認められている者 |  　第三種 |
|  共第○○号 |  つきいそ漁業 |  個人である組合員であること |  〃 |

 ２　前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該組合員行使権を行使すべき者を定めたときは、その者）が、組合員となったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

　３　前２項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第１項の組合員行使権を有するものの資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格にかかる組合員行使権の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営を委任してはならない。

（漁業の方法等）

第４条　次の表の①の欄に掲げる漁業は、それぞれ②の欄の漁業の方法により③の欄の統数の範囲内において④の欄の区域内及び⑤の欄の期間中でなければ営んではならない。

 　ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、規模、区域又は期間を制限することができる。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  　① 　漁業の名称 |  　　② 　　漁業の方法 |  　③ 統　数 |  　　　④ 　　区　　　域 |  　　⑤ 　時　　期 |  |
|  あわび漁業 |  　裸もぐり |  |  共第○○号の区域の うち○○から○○ま で |  4. 1～ 8.31 |
|  いせえび漁業 |  　裸もぐり |  |  〃 |  9.16～ 4.30 |
|  小型定置網漁業 |  一階式落とし網 |  ２ |  共第○○号の区域内 |  1. 1～12.31 |
|  　改良ます網 |  ３ |  共第○○号の区域内 |  〃 |
|  ○○桝網漁業 |  つぼ網 |  ５ |  共第○○号の区域の うち○○から○○ま での間の水深○○メ ートル以下 |  〃 |
|  いせえび磯建網 漁　業 |  建網 |  50 |  共第○○号の区域内 |  9.16～ 4.30 |
|  ○○敷網漁業 |  ○○網 （火光利用を除く） |  ２ |  共第○○号の区域の うち○○崎沖○○メ ートルの場所 |  1. 1～12.31 |

 ２　前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は漁業権管理委員会の意見を聞き、漁業の方法、統数、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

（漁業権管理委員会の設置）

第５条　共同漁業権の適切な管理及び行使を図るため、この組合に漁業権管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

　（備考）管理委員会は、実情に応じて設置する。管理委員会を設置しない場合には、第４条第２項中「漁業管理委員会の意見を聞き」、第５条、第６条、第７条第２項及び第８条を削り、第７条第１項中「管理委員会」を「理事」とし、第４条第３項として「理事が第１項に掲げる制限をする場合は、理事会の議決によらなければならない。」と、第７条第２項として「理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。」と規定すること。

（管理委員会の構成）

第６条 管理委員会は委員○○人をもって組織する。

　２　委員は第２条に規定する当該漁業を営む資格がある者の中から選任する。

　３　委員の任期は○年とする。

（当該漁業を行う者等の決定）

第７条 管理委員会は、第２条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者の行使区域、行使期間、その他の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

２　管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

（管理委員会に対する指示等）

第８条　理事は管理委員会に対し、第２条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第７条の決定を行わなかった場合は、漁場の利用等に関し必要な指示をすることができる。

　２　管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第７条第１項の規定による管理委員会の権限を行うことができる。

 ３　理事が前項の規定により第７条第１項の定めをした場合には、その理事の定めをもって同項の管理委員会の定めとみなす。

　４　理事が第１項に基づく指示又は第２項に基づく定めを行う場合は、理事会の議決によらなければならない。

（組合員行使権の行使状況等の報告）

第９条　第２条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年〇月末までに、組合に報告しなければならない。

　（備考）操業日数は、操業期間としてもよい。組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

（漁場管理費の負担）

第10条　共第○○号、共第○○号、共第○○号の内容となっている漁業を営む組合員は、共第○○号、共第○○号、共第○○号の維持管理に要する経費に充てるため行使料を組合に納付しなければならない。

 ２　行使料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁業の名称 | 単位 | 行使料の額 |
| 共第○○号 | いせえび漁業あわび 〃さざえ 〃 |  |  |
| 共第○○号 | いせえび磯建網漁業ぼら敷網○○ます網 |  |  |
| 共第○○号 | 小型定置網漁業 |  |  |
| 共第○○号 | 船びき網漁業地びき網漁業 |  |  |
| 共第○○号共第○○号 | つきいそ漁業 |  |  |

 ３　行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

（備考）経費を賦課する場合は、組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第１項第４号及び第９号の規定により、総会の決議を経なければならない。

　　　　漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、組合法に基づく賦課金として適切に対応する。

（違反者に対する措置）

第11条　共第○○号、共第○○号、共第○○号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は当該組合員に共第○○号の行使をさせないことができる。

 ２　共第○○号、共第○○号、共第○○号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、定款の定めるところにより、組合は当該組合員に対して過怠金を科することができる。

（備考）過怠金を科す場合は、組合法第23条の規定により定款に定める必要がある。

（雑則）

第12条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

（付則）

　　　　この規則は令和５年９月１日から施行する。